

# 8

## 退学・休学するときは

### 退学について

病気その他の事情により退学しようとするときは、所定の手続きを経て許可を得なければなりません。

- ① まずはアドバイザーと面談をする。
- ② アドバイザーとの面談後に学生窓口で「退学願」の用紙を受け取る。
  - \* 記入後、学生生活課へ提出。その際学生証・ロッカーの鍵を返却する。
- ③ 奨学金の貸与を受けている場合は
  - \* 学生生活課に申し出て、手続きをする。
- ④ 後援会会費の返金
  - \* 学生生活課に申し出て、手続きをする。

※願い出た当該期の授業料は納入しなければなりません。

※学年末に退学する場合、当該年度の履修科目の成績通知書を希望する場合は、学務課教務係に申し出てください。

## 休学について

病気その他の事由により3か月以上修学することができない場合は、所定の手続きを経て許可を得なければなりません。

病気による場合は、医師の診断書を添付します。

- ① まずはアドバイザーに相談する。
- ② アドバイザーとの相談後に学生窓口で「休学願」の用紙を受けとる。  
\* 記入後、学生生活課へ提出。
- ③ 休学期間について
  - 休学期間は1年以内とする。ただし、事情により許可を得て休学を延長することができる
  - 通算して4年を越えることはできない
  - 第12条第1項の修業年限には参入しない

※引き続き休学しようとする場合は、アドバイザーと相談した上で、改めて「休学願」を提出してください。

- ④ 学費納入について

休学期間中でも学費の納入は必要です。

学費納入の詳細については学生便覧の(休学)ページを参照ください。